

液状化対策工事補助金のしおり

<制度の趣旨>

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」。その被害は日本各地に未だ大きな爪痕を残しています。

我孫子市においても、「液状化被害」という大きな傷が残ったままです。

この補助金は、その傷跡を癒すべく被害を受けた場所に、新たに液状化対策工事を施し建築物を建築した場合、その費用の一部を負担することで、更なる被害の抑制と有効な土地利用を促進します。

<補助対象となる土地>

補助を申請するには、被害を受けた建物の状況や現状、どのような人が申請できるかなど、様々な要件がありますので、必ずご確認ください。

基本要件として、

東日本大震災により、液状化被害を受けた建築物の土地

が、補助対象の土地となります。ただし、

被害を受けた後、その土地にあった建物が現在どのようになっているか

によって補助対象か否か判断されます。

(東日本大震災時に建物が建築されていなかった空き地等は、補助対象外となります。)

土地建物の状況による補助対象表

被害を受けた建物の現状	被害を受けた建物の種類	り災証明の判定	補助対象
(制度開始時に) 取り壊してある	住宅	全壊	補助対象
		半壊(大規模半壊)	
		一部員壊	
	住宅以外の店舗 空き家等	全壊	補助対象
		半壊(大規模半壊)	補助対象外
		一部員壊	
(制度開始時に) 取り壊していない	住宅	全壊	補助対象(注1)
		半壊(大規模半壊)	H28.4.10までに解体すれば補助対象(注2)
		一部員壊	
	住宅以外の店舗・空き 家等	全壊	補助対象(注1)
		半壊(大規模半壊)	補助対象外
		一部員壊	

注1 → 補助金申請期間内の取り壊し及び新築が条件となります。

注2 → 半壊（大規模半壊）、一部損壊の住宅を解体し、東日本大震災に係る国の被災者生活再建支援制度基礎支援金の支給を平成28年4月10日までに全壊と同額で申請している必要があります。

<補助対象となる建物（新しく建てる建物）>

この補助金は、被害を受けた建物を取り壊しただけでは申請することはできません。新たに建築物を建築する際に液状化対策工事を行う場合のみ補助対象となります。新しく建築する建築物の用途の指定はありませんが、

- ① 延床面積50㎡以上の建築物であること。
- ② 主たる建物屋（住居や店舗等）に付属する建築物（車庫や物置、離れ等）でないこと。

上記2点を満たさない場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

なお、この制度開始前に補助対象となる土地に液状化対策工事を行い建築した建物も補助対象になる可能性がありますのでお問い合わせください。

<補助申請対象者>

補助金を申請できる方は、原則として「新しく建てる建物の建築主」となります。また、この制度の開始前に補助対象となる建物を建築した場合の申請者は、「建物所有者」になります。

なお、**被害を受けた土地一つに対し、一回のみの補助**となりますのでご注意ください。

補助対象となる新しい建物と申請者の例

新しく建てる建築物の種類	申請者
戸建住宅	被災者・被災者家族 土地購入者（個人・法人） ハウスメーカー など
集合住宅 （アパート・マンション等）	
店舗等	

<補助金の金額>

補助金の金額は

新しく建てる建物の液状化対策工事に要した金額の1/2（千円未満切捨て）

最大50万円となります。

＜補助金の申請方法＞

この補助金は、原則として「液状化対策工事着手前」に申請が必要です。

工事着手後や完了後は申請できませんのでご注意ください。

ただし、この制度開始前に工事着手または完了している場合は、申請することができます。

また、申請の受付は市役所建築住宅課窓口のみとなっています。

郵送や行政サービスセンターでは、必要書類の確認や記入漏れ等の確認が出来ないため、受付することができません。ご理解をお願いいたします。

申請に必要な書類一覧

申請に必要な書類	注意事項等
① 補助金交付申請書（様式第1号）	電話番号はつながりやすい電話（携帯電話等）の記載をお願いします。 添付書類を省略する場合は、裏面の同意書に記名押印を忘れずをお願いします。
② 申告書（様式第2号）	この書類を提出することにより、液状化被害があった土地として取り扱います。
③ り災証明書の写し	同意書に記名押印した場合は、省略することができます。
④ 新しく建築する建物の建築基準法第6条第1項または同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し	新しく建築する建物が建築基準法に適しているか否かを確認するための書類です。同意書に記名押印した場合は、省略することができます。
⑤ 液状化対策工事に係る図面またはパンフレット等	どのような液状化対策工事が施工されるのかを確認するための書類です。 提出する書類には、建築士等専門家の記名押印が必要です。
⑥ 新しく建てる建築物の工事に係る見積書	液状化対策工事の費用が分かるものをご用意下さい。
⑦ 被害を受けた建物の滅失登記に関する登記完了証の写し、もしくは滅失登記簿謄本、または建築物の解体写真	建物が取り壊されていることを確認するために必要な書類です。り災証明の判定が「全壊」のものに限り、必要となります。
⑧ 建築物の所有者が分かる登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	この補助金制度が始まる前に、建物の建築工事が完了している場合のみ、必要となります。申請してから、液状化対策工事に着手する場合は必要ありません。

※その他、状況に応じて書類が必要になることがあります。

※必要書類が揃っていない場合は、申請を受付することができません。必ず全ての書類を揃えて申請して下さい。

<補助金額の決定>

申請受付後、申請内容を審査し「補助金交付（不交付）決定通知書」を発送します。

<申請内容の変更>

補助金交付決定後、申請書の内容や工事内容に変更が生じた場合は、「変更承認申請書」を提出してください。

※変更内容を示す添付書類が必要となります。

<申請の取下げ・取りやめ>

補助金交付申請後、申請を取下げの場合や補助金交付決定後、やむを得ず申請を取りやめる場合は、「補助金交付申請取下げ・液状化対策工事取りやめ届」を速やかに提出してください。

<実績報告>

補助金の申請・交付決定後に建築工事が完了した時は、実績報告が必要となります。工事完了後速やかに提出をお願いします。実績報告の手続きが無いと補助金は支払われませんのでご注意ください。また、申請同様に受付は市役所建築住宅課窓口のみとなっています。

郵送や行政サービスセンターでは、必要書類の確認や記入漏れ等の確認が出来ないため、受付することができません。ご理解をお願いいたします。

実績報告に必要な書類一覧

申請に必要な書類	注意事項等
① 補助金実績報告書（様式第7号）	電話番号はつながりやすい電話（携帯電話等）の記載をお願いします。
② 建築工事（液状化対策工事の費用が分かるもの）に係る契約書の写し	契約締結済（押印済）の契約書をお願いします。
③ 建築工事（液状化対策工事を含む工事）に係る領収書の写し	金融機関において口座振替等により支払している場合は、振込通知書の写しをお願いします。
④ 液状化対策工事に係る施工写真及び建築物の完成写真など	カラーコピー可 どの部分のどのような工事なのかをわかるよう説明書等の記載をお願いします。

※その他、状況に応じて書類が必要になることがあります。

※必要書類が揃っていない場合は、申請受付することができません。必ず全ての書類を揃えて申請

して下さい。

＜補助金額の確定・補助金の請求＞

実績報告提出後、報告内容を審査し市から「補助金交付確定通知書」を発送します。
確定通知書を確認後、速やかに「補助金交付請求書（様式第9号）」を提出してください。
請求書に記載された指定口座へ補助金を振り込みます。

※請求書に記載する「請求者名」は、確定通知書に記載された名前と同一名でお願いします。

※請求者が個人以外（法人や会社）の場合は、社判や代表者印の朱印を押印願います。

※請求書が提出されてから振込まで、概ね一か月程度かかる場合があります。予めご理解をお願いします。（支払通知等の発送はありません。記帳等によりご確認をお願いします。）

＜補助金の受付期間＞

この補助金の申請受付期間は

平成27年6月1日から平成34年3月31日までとなります。

それ以降は受付できませんので、ご注意ください。

＜敷地の分割＞

被害のあった土地を分割して新しい建築物を建築する場合、分割した一つの土地が135㎡

以上であることが必要になります。分割した一つの土地が135㎡未満の時は、補助対象外の土地となりますので、ご注意ください。

ただし、この制度開始前に分割した土地は最低敷地面積の制限はありません。

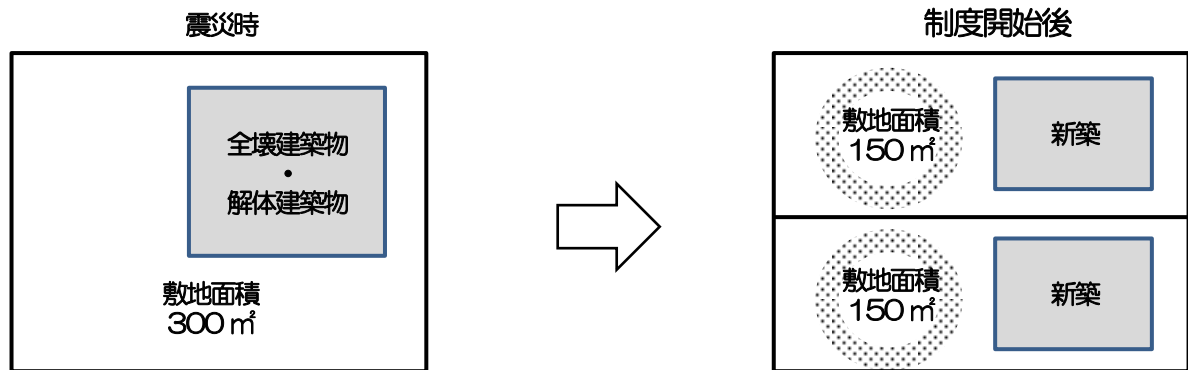
ん。

具体的な例については、次ページ以降のとおりです。

(例1)

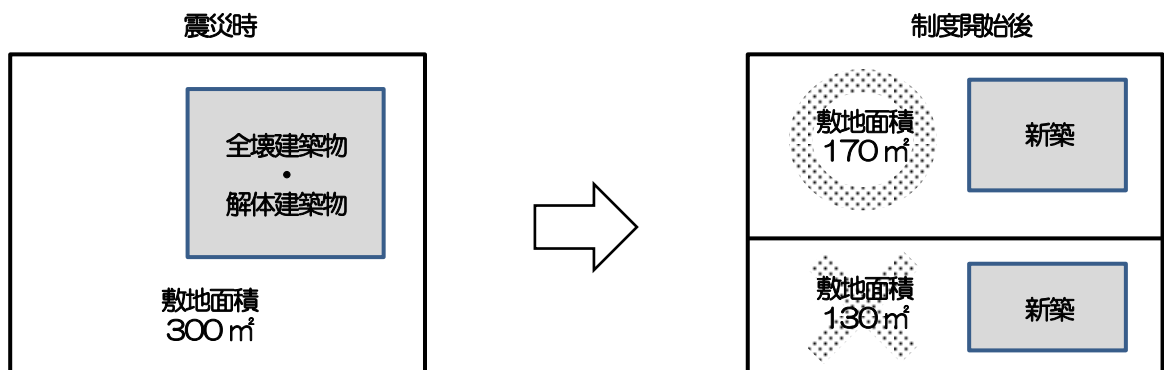
補助対象地（敷地面積 300 m²）を制度開始日以降に、2敷地に分割し建築物を新築する場合で、どちらの敷地も敷地面積が135m²以上であれば、どちらの敷地も補助対象となります。

(注) 補助対象地の敷地範囲の判断は、全壊建築物若しくは解体建築物の震災以前の土地利用の状況により判断します。(土地の筆の数が複数あっても、全壊建築物若しくは解体建築物の敷地と判断できれば敷地面積に算入されます。)



(例2)

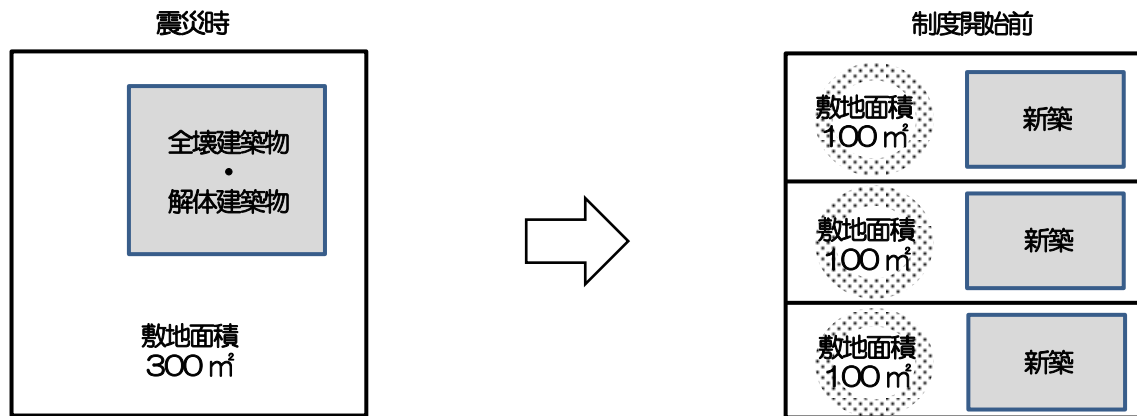
補助対象地（敷地面積 300 m²）を制度開始日以降に、2敷地に分割し建築物を新築する場合で一方の敷地面積が135m²未満であれば、この敷地は補助対象外となります。



(例3)

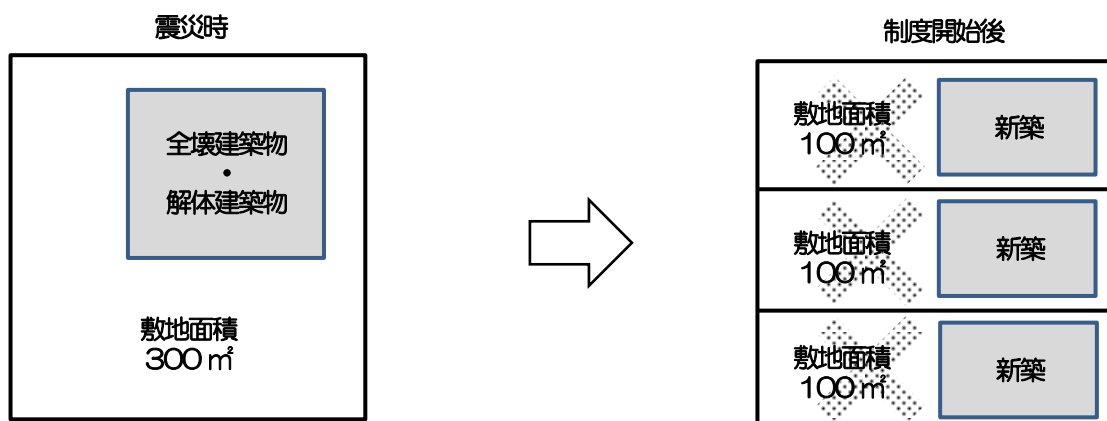
補助対象地（敷地面積 300 m²）を制度開始日前に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は敷地面積の制限は無く、全ての敷地が補助対象となります。

ただし、制度開始日前に補助対象地を分割したことが分かる書類を提出して頂く必要があります。（例えば、分割した土地の登記事項証明書（全部事項）など）



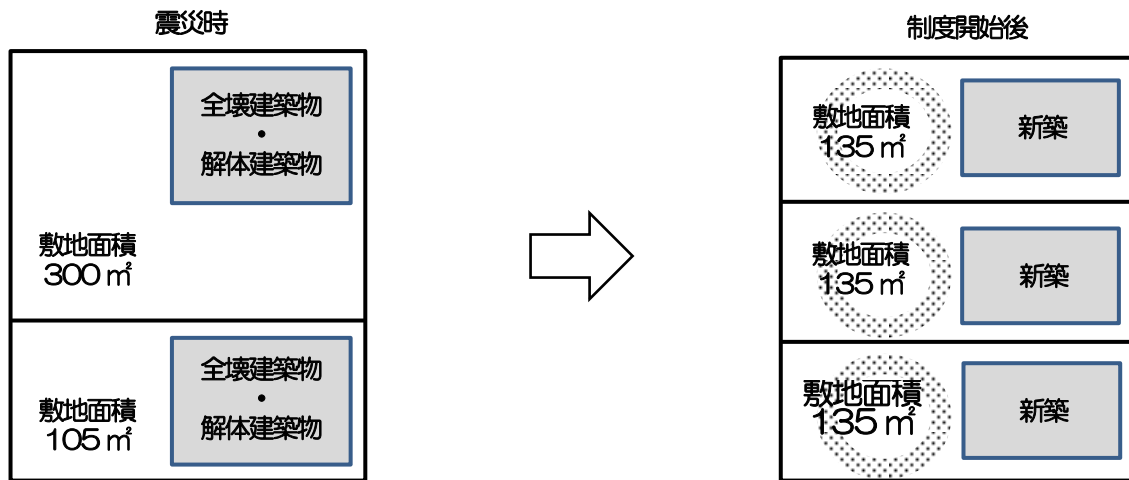
(例4)

補助対象地（敷地面積 300 m²）を制度開始日以降に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は、全ての敷地面積が135 m²未満のため補助対象外となります。

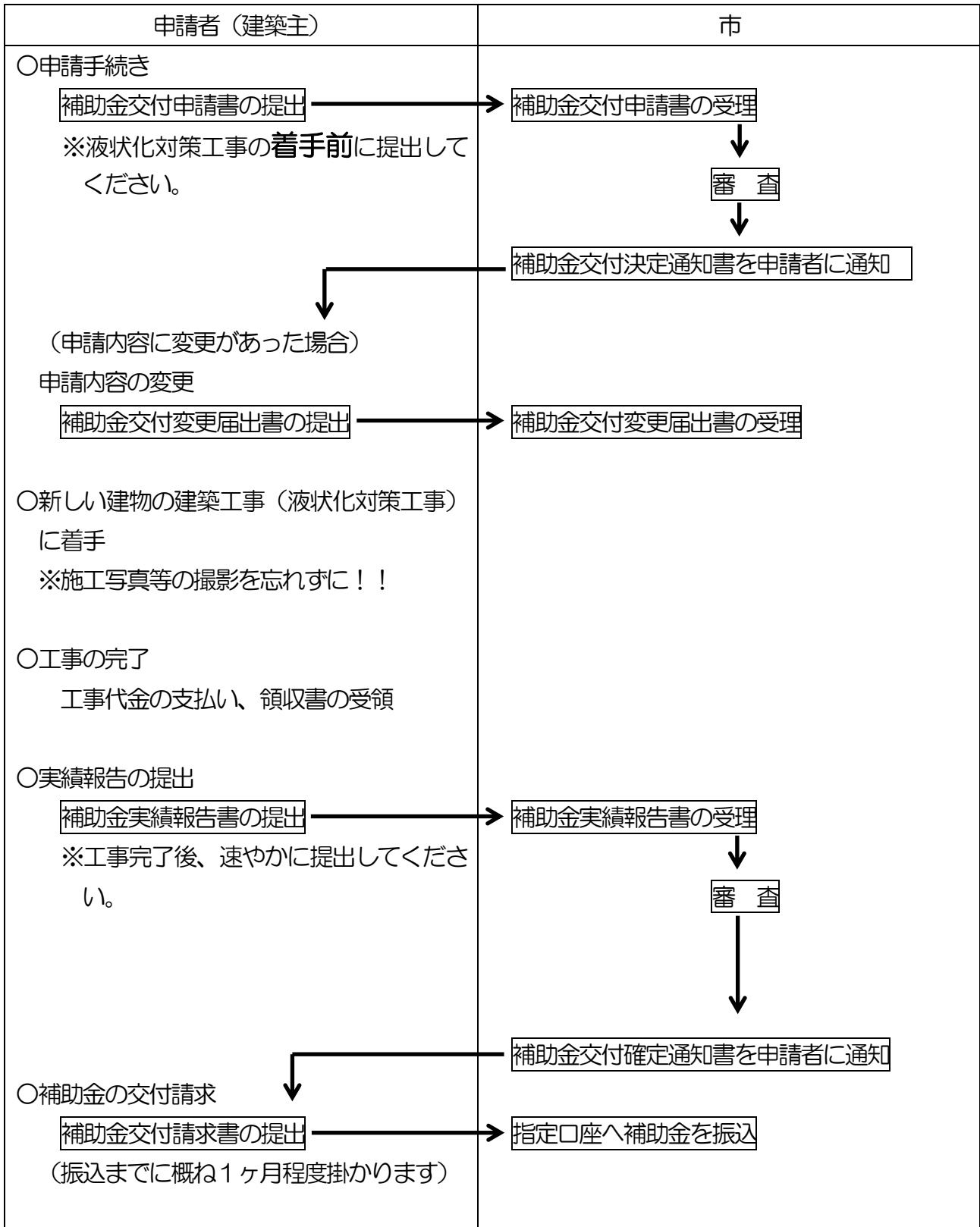


(例5)

一団の補助対象地（敷地面積 $300\text{ m}^2 + 105\text{ m}^2$ ）を制度開始日以降に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は、3敷地の敷地面積がそれぞれ 135 m^2 以上であれば、どの敷地も補助対象となります。



補助金申請手続きフロー



液状化対策工事補助金の対象判定フロー

